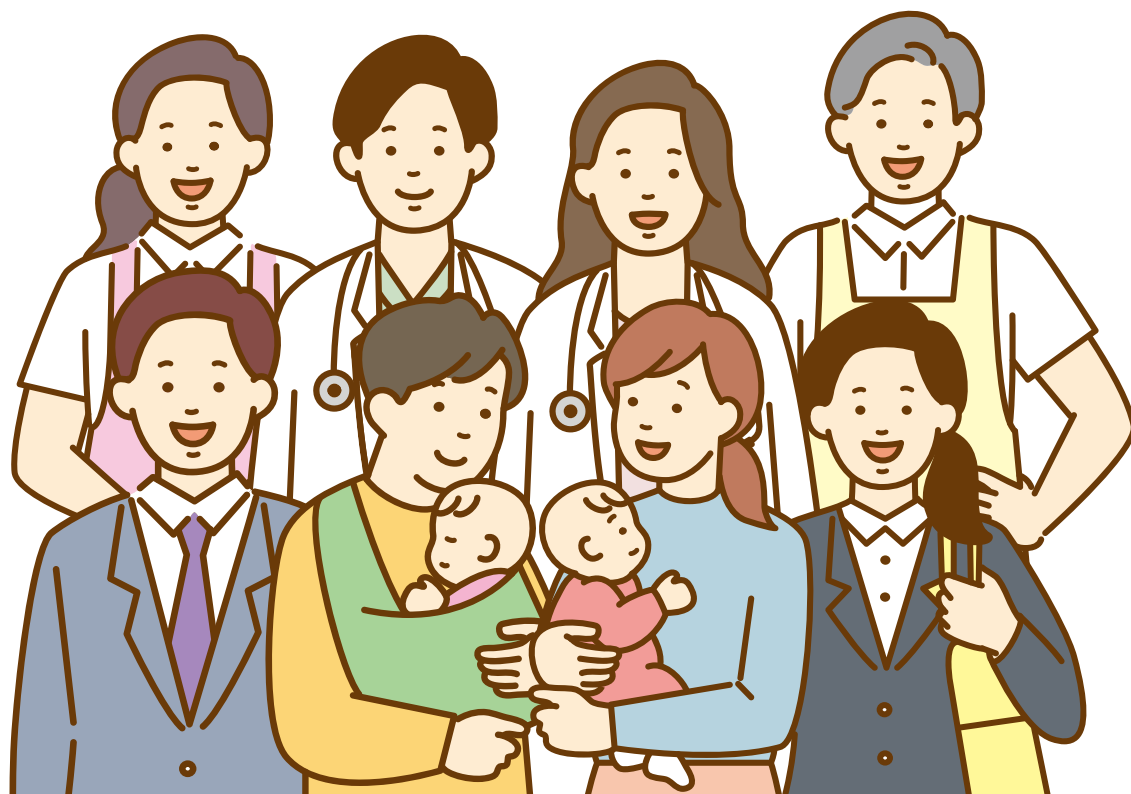


第4次

伊勢崎市 男女共同 参画計画

令和7年度～令和11年
(2025年度～2029年度)



伊勢崎市

はじめに



本市では、これまで3次にわたり、伊勢崎市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画に係る様々な取組を行なってまいりました。

その結果、令和5年8月に実施しました市民意識調査におきまして、「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に反対と考える方の割合が7割を超える結果となっています。

しかしながら、配偶者からの暴力に悩む方や困難な問題を抱える方が、相談に訪れる件数は増加しており、男女共同参画をめぐる課題は未だ解消されていないと考えられます。

今回の市民意識調査や事業所意識調査の結果から明らかになった課題やSDGs（持続可能な開発目標）の視点も取り入れ、今後5年間にわたり総合的かつ計画的に取組を行うため、「第4次伊勢崎市男女共同参画計画」を策定しました。

また、本計画では、変化する社会情勢を踏まえ施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において推進すべき施策についても、新たに位置付けをしております。

持続可能な共生社会を実現するためには、本計画を着実に推進していくことが必要であり、そのためには、行政はもとより、市民、事業者や関係機関、地域団体等の皆様と、連携・協働して取組むことが重要と考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提案をいただきました「伊勢崎市男女共同参画推進協議会」の委員の方々をはじめ、多くの関係者の皆様に貴重な御意見をお寄せいただいたことに、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長

臂 泰 雄

目次

第1章

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画策定の背景 1
 - (1) 国の動き 1
 - (2) 県の動き 2
- 3 計画の位置づけ 2
- 4 計画の期間 2
- 5 SDGsを踏まえた推進 3

第2章 計画の基本的な考え方 4

- 1 基本理念 4
- 2 基本目標 5

第3章 計画の体系と施策の展開 6

- 1 計画の体系 6
- 2 施策の展開 7
 - 基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり 7
 - 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成 7
 - 施策の方向2 男女平等教育の推進 9
 - 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 11
 - 施策の方向1 社会の責任ある立場への女性の参画拡大 11
 - 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 13
 - 施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進 15
 - 基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり 16
 - 施策の方向1 暴力を許さないまちづくりの推進 16
 - 施策の方向2 配偶者からの暴力の被害者支援の充実 18
 - 施策の方向3 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 20
- 3 成果指標一覧 22

第4章 推進体制の充実 23

- 1 市民・企業・団体等との連携 23
- 2 庁内推進体制の整備 23
- 3 計画の進行管理 23

第5章 資料編 24

- 1 男女共同参画に関する市民意識調査結果 24
- 2 男女共同参画に関する事業所意識調査結果 28
- 3 伊勢崎市男女共同参画推進協議会設置要綱 31
- 4 伊勢崎市男女共同参画推進協議会委員名簿 32
- 5 用語説明 33

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

第4章

第5章

第1章

計画の策定に当たって

第1章

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとしています。

本市では、平成19年（2007年）に伊勢崎市男女共同参画計画を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、令和5年（2023年）に実施した市民及び事業所意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識や様々な分野における男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の多様化など社会情勢が変化する中で、女性だけではなく男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要になっています。

こうした状況に対応し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、第4次伊勢崎市男女共同参画計画を策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

国は、昭和50年（1975年）の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受け、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになり、昭和60年（1985年）に男女雇用機会均等法などの国内法を整備した後、同年女子差別撤廃条約を批准しました。

平成11年（1999年）には男女共同参画社会への取組を進める上での法的根拠となる男女共同参画社会基本法を制定し、平成13年（2001年）に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を制定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る取組が開始されました。

労働分野では、育児・介護休業法の度重なる改正により、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数の緩和、企業の努力規定の義務化などが進められ、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

また、職場での活躍を望む女性が力を発揮できる社会づくりを推進するため、平成27年（2015年）に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、平成30年（2018年）には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定され、政治分野における男女共同参画の推進が図られることとなりました。

令和4年（2022年）に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、困難な問題を抱える女性を支援する施策を推進することとなりました。

(2) 県の動き

群馬県では、昭和55年（1980年）に新ぐんま婦人計画を、平成5年（1993年）には新ぐんま女性プランを策定しました。

平成13年（2001年）に男女共同参画社会基本法に基づく計画としてぐんま男女共同参画プランを策定し、平成16年（2004年）には群馬県男女共同参画推進条例を制定しました。

令和3年（2021年）に第5次群馬県男女共同参画基本計画を策定し、県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などでの男女共同参画社会の実現に向けた取組や女性活躍を推進するための取組を推進してきました。

3 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法の第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第5次群馬県男女共同参画基本計画を勘案して策定したものです。
- (2) 基本目標Ⅱの施策の方向1と2に関連する部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけ、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針及び県の群馬県産業振興基本計画を勘案して策定したものです。
- (3) 基本目標Ⅲの施策の方向1と2に関連する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び県の「第5次ぐんまDV対策推進計画」を勘案して策定したものです。
- (4) 基本目標Ⅲの施策の方向3に関連する部分は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、国の「困難な問題を抱える女性のための施策に関する基本的な方針」及び県の「困難な問題を抱える女性への支援計画」を勘案して策定したものです。
- (5) 「第3次伊勢崎市総合計画」の重点施策 7-2 人権を尊重するまちづくりの推進に基づく関連計画となります。

4 計画の期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

5 SDGsを踏まえた推進

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたる17の目標が設定されています。

その理念は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取組となっています。

本市においても、第4次男女共同参画計画では、SDGsの視点を取り入れ、基本目標ごとにSDGsの目標を関連させ、計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

伊勢崎市は、

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

を目指します。



2 基本目標

計画の基本理念を達成するため、基本目標を次のとおり設定します。

目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

男女共同参画社会をつくるためには、市民一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解することが必要です。

人権尊重や男女平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※の解消を図ることは、全ての取組の根幹となるものです。

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、全ての市民の男女共同参画の重要性についての意識づくりを推進します。

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会をつくるためには、男女が社会の対等な構成員として、双方の意思を社会の様々な分野に反映できることが重要です。

職場、家庭、地域など、あらゆる分野において女性の参画を拡大し、政策・方針決定過程など意思決定の場への女性の積極的登用を推進します。

また、性別にかかわらず、自らが希望するワーク・ライフ・バランスが実現するよう、働き方改革を推進するため、事業者を対象とした啓発を行います。

女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会の推進のために必要不可欠であることから、重点的に広報活動を実施します。

目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

配偶者からの暴力行為やセクシュアルハラスメント、性暴力などは、重大な人権侵害です。暴力は決して許されないという意識を社会全体で共有するため、若年層も意識した啓発を推進します。

配偶者からの暴力は、家庭という密室で行われることが多く、潜在化、深刻化しやすいことから、被害者が早期に相談に結びつき、支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、生活上の様々な困難に陥りやすい状況に置かれている人が、安心して地域で暮らせるよう、当事者が抱えるあらゆる課題に対して、孤立せず、相談しやすい体制整備を図ります。

（注）本文中の※については、P33に五十音順の用語解説があります。

第3章

計画の体系と施策の展開

1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標	施策の方向	施策
I 男女共同参画の視点に立った意識づくり	1 男女共同参画意識の醸成	(1) 人権・教育啓発の推進
		(2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	2 男女平等教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進
		(2) 学校教育などにおける男女平等教育の推進
		(3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 社会の責任ある立場への ★ 女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		(2) 事業所における男女共同参画及び女性活躍の推進
		(3) 農工商業などの自営業や起業における女性活躍の推進
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 ★	(1) ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方の促進
		(2) 職場における男女共同参画の促進
	3 防災分野における男女共同参画の推進	(1) 防災施策における男女共同参画視点の強化
		(2) 防災の現場における女性の参画拡大
III 男女が安心して暮らせる環境づくり	1 暴力を許さないまちづくりの推進 ◇	(1) 配偶者からの暴力防止のための広報・啓発
		(2) 性暴力・セクシュアルハラスメントなどを防止するための広報・啓発
	2 配偶者からの暴力の被害者支援の充実 ◇	(1) 配偶者からの暴力の相談の実施と相談機関の周知
		(2) 配偶者からの暴力の被害者支援の充実
	3 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 ◆	(1) 各種相談体制の充実
		(2) 困難な問題を抱える女性などへの自立支援

★は、「女性の職業生活における活躍を推進するための法律」に基づく推進計画として位置付ける。

◇は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。

◆は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。



2 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向Ⅰ 男女共同参画意識の醸成

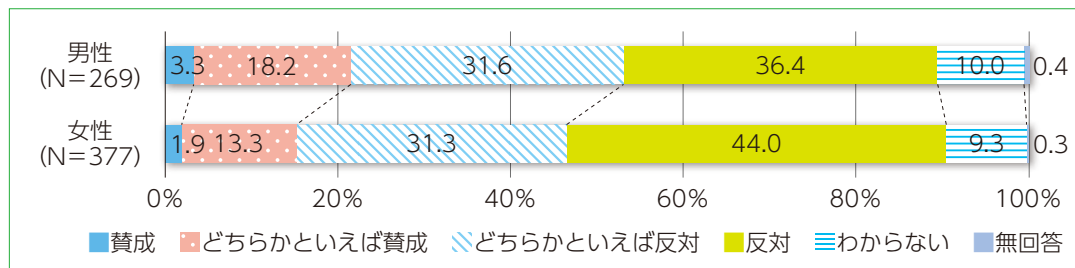
現状と課題

男は仕事、女は家庭といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、働くのは家事や育児で大変な女性よりも男性の方が適しているといった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による障壁が、依然として根強く残っています。

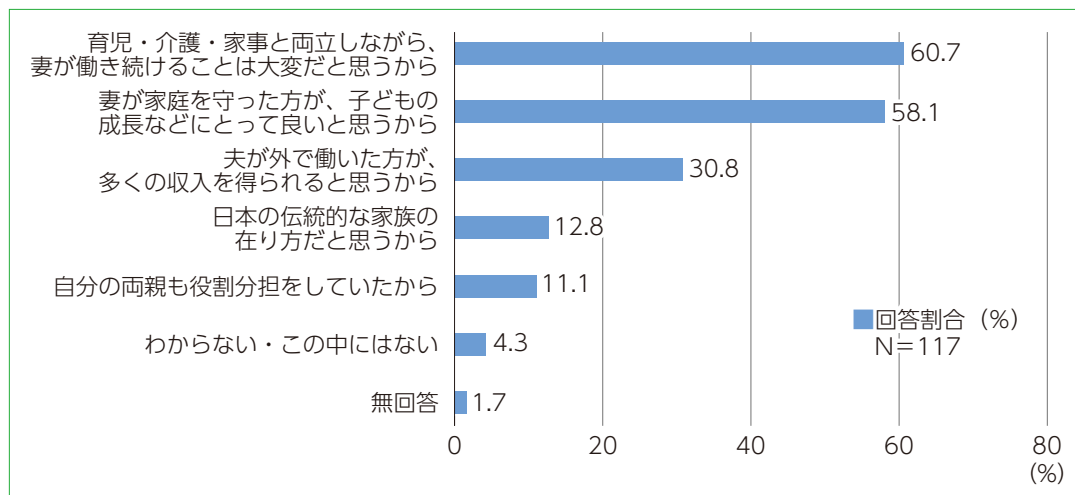
令和5年に実施した市民意識調査では、夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきであるという考え方について、反対・どちらかといえば反対の回答割合が72.0%となり、国や県よりも高い結果となっています。賛成・どちらかといえば賛成と回答した人に、なぜそう考えるのかたずねたところ、育児・介護・家事と両立しながら、妻が働き続けるのは大変だと思うのが最も多く、女性が家庭をもちながら、仕事を続けていくには、多くの障壁があると考えられます。

全ての人が互いに人権を尊重し合い、個性や人格、生き方を尊重し合える意識を醸成していくとともに、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深める取組が必要です。

■「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について



■「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について賛成とした理由



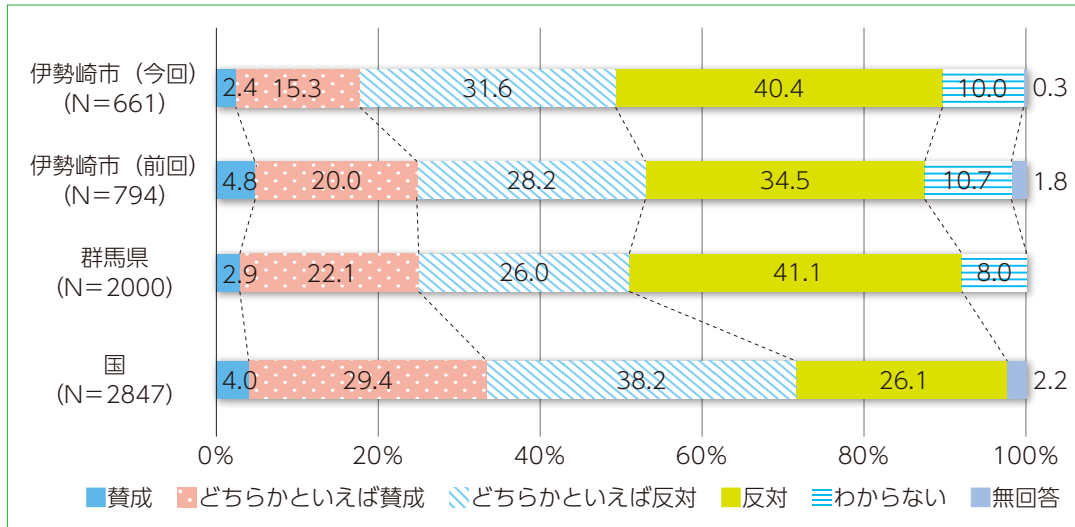
伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年実施）

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅰ

■「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について他調査との比較



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年実施）（平成30年実施）

群馬県：群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和元年実施）

国：内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年実施）

施策

（１） 人権・教育啓発の推進

性別をはじめ、価値観などに対する偏見や差別意識を解消し、互いの多様性を尊重し、支え合いの社会をつくるため、学習会や講演会などのあらゆる機会を通じ、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

具体的事業	担当課
人権のまちづくり講演会の開催	人権課
人権啓発フェスティバルinいせさきの開催	人権課
人権に関する学習会の開催	生涯学習課
性の多様性に関する意識啓発	人権課

（２） 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

市民一人ひとりに、男女共同参画に関する理解が深まるよう、あらゆる媒体を活用し広報・啓発活動を推進します。また、市政全般について、男女共同参画の視点から推進していく必要があるため、市職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。

具体的事業	担当課
男女共同参画推進団体との連携による講演会の開催	人権課
男女共同参画セミナーの開催	人権課
男女共同参画についての啓発活動の実施	人権課
男女共同参画に関する市職員研修の実施	人権課
行政刊行物における男女共同参画への配慮についての周知	人権課

施策の方向2 男女平等教育の推進

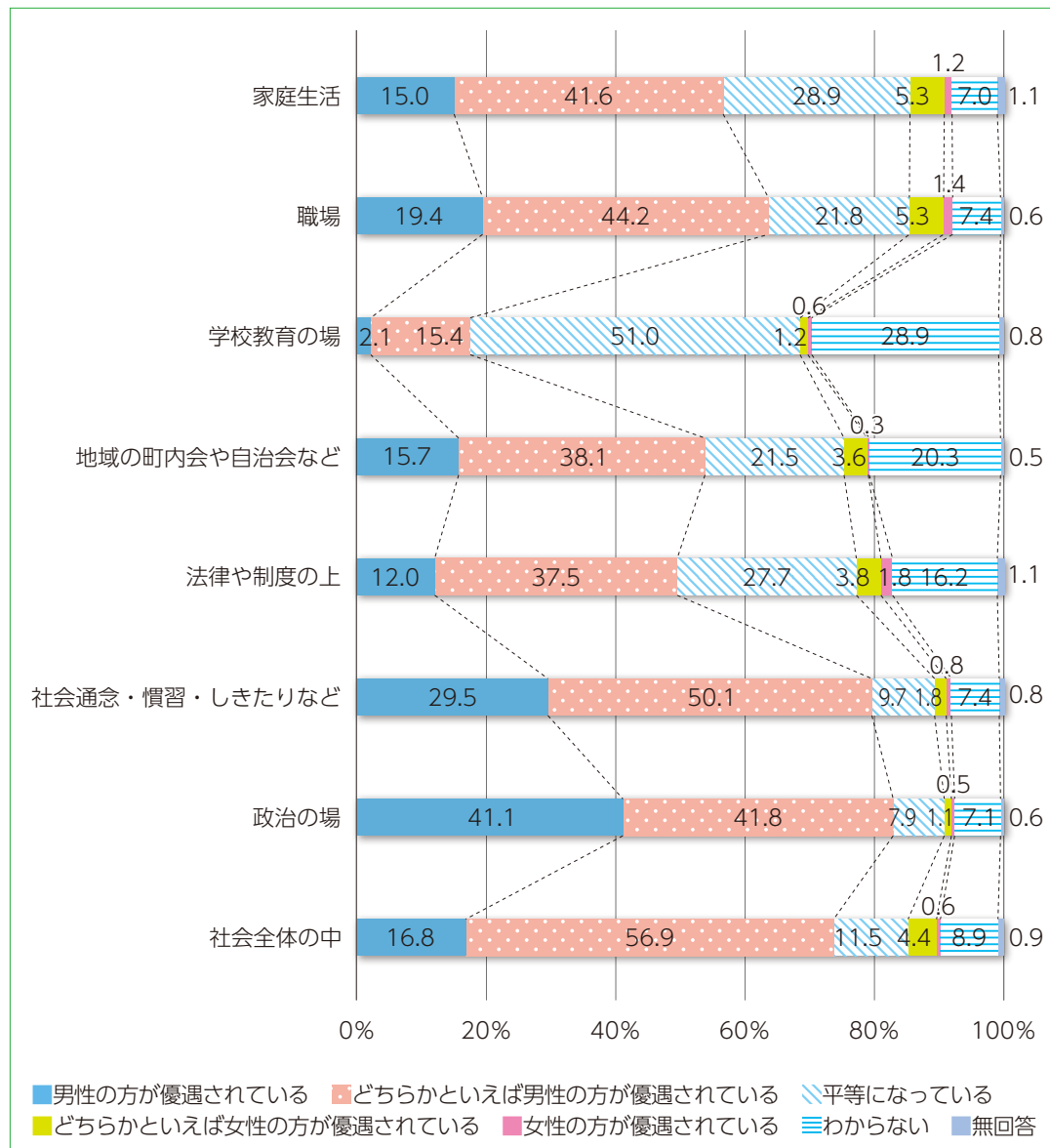
現状と課題

男女共同参画を推進していく上で、次代を担う子どもの男女平等意識を育むことは重要な課題です。子どもの男女平等意識を育むためには、大人が、理系は男子、文系は女子といった固定的な性別役割分担意識に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を押しつけないよう、考え方を見直していく必要があります。

市民意識調査では、男女平等になっていると感じている人の割合が学校教育の場においては最も多くなっていますが、家庭生活においては約30%、社会全体では約12%と低い結果となっています。

生活の基盤である家庭を始めとして、子どもが多く時間を過ごす学校、地域社会など、様々な場面における教育・学習機会を通じて、男女平等意識を高めていく必要があります。

■「各分野で男女の地位が平等になっていると思うか」について



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年実施）

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標 1

施策

(1) 家庭における男女平等教育の推進

家庭において、幼児期から、性差にとらわれることなく個性を尊重した教育が行われるよう、学習の機会を提供します。

具体的事業	担当課
父親の子育て参加を進める親子参加型の教室・講座の開催	生涯学習課
両親学級の開催	健康づくり課

(2) 学校教育などにおける男女平等教育の推進

児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の大切さなどについての指導を行います。また、教育内容の充実を図るため、教職員の研修を実施します。

具体的事業	担当課
あらゆる教育活動を通じた男女平等教育の推進	学校教育課
教職員研修の実施	学校教育課
保育所職員研修の実施	こども保育課
男女共同参画リーフレットの配布	人権課

(3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実

より多くの市民が、生涯にわたって身近な地域で男女共同参画について学ぶことができるよう、多様な学習機会を提供します。

具体的事業	担当課
公民館における男女共同参画講座の開催	生涯学習課
男女共同参画関係図書の提供	人権課・図書館課

第3章

基本目標Ⅰ

計画の体系と施策の展開



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

現状と課題

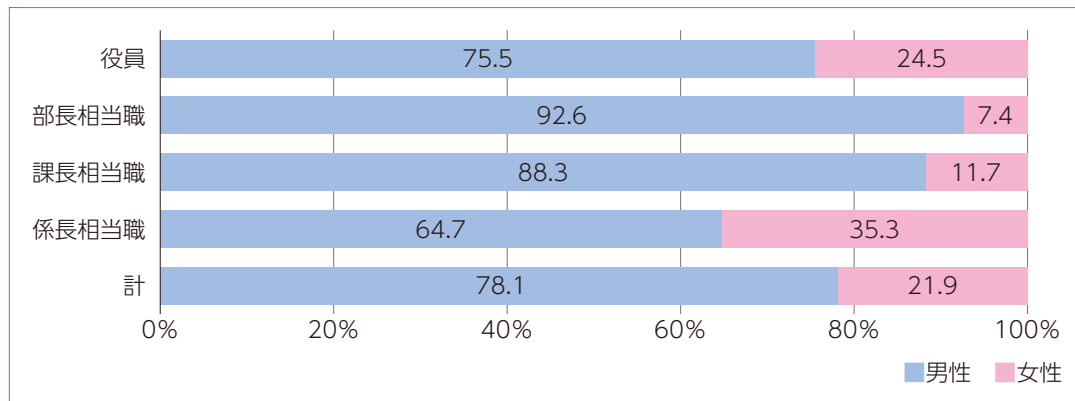
事業所意識調査では、係長相当職以上の役職員の女性比率は21.9%でした。女性の活躍推進のために実施している取組については、性別により評価することがないよう、男女同一基準で人事考課基準を定めているなどの取組を進めている一方、取組は特に実施していないと回答した事業所が31.7%となっています。

市の審議会等における女性比率については、委員の推薦者となる地域団体の役員に女性の登用が進んでおらず、目標値の30%には届いていません。

令和2年の国勢調査における女性が管理職に従事している人の割合は、伊勢崎市は15.3%となっており、全国平均15.7%に比べれば低く、群馬県平均14.9%よりも高くなっています。

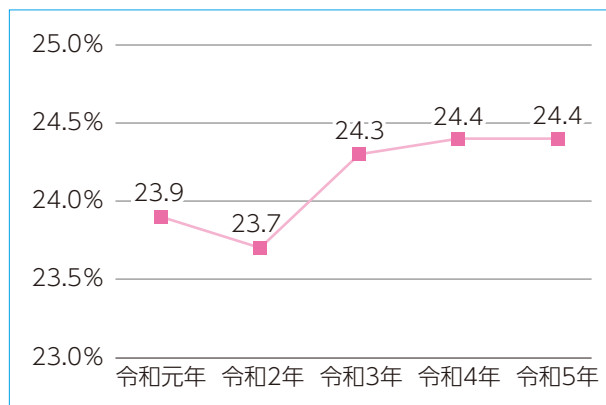
今後、持続可能な地域社会として在り続けるためには、多様な市民が様々な活動における審議会などの方針決定過程に参画し、お互いが協力していくことが重要です。女性自身も意欲をもって、あらゆる分野における意思決定の場へ参画できるよう、社会環境を整えていく必要があります。

■事業所における役職員の男女比



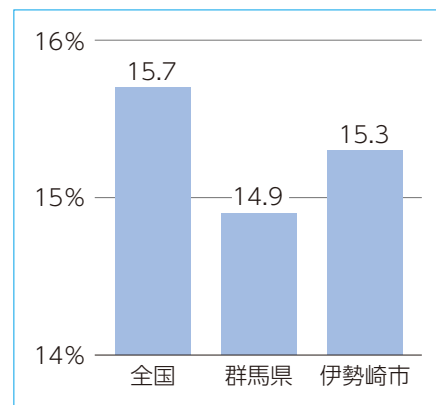
伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査（令和5年実施）

■市の審議会における女性の割合の推移



人権課調べ

■女性管理職の割合



令和2年度国勢調査

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ

施策

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定の場へ女性の参画拡大を推進するため、市の審議会等における女性委員の登用を進めるとともに、各分野で活躍する女性の情報を収集し、女性活躍推進のため活用します。

具体的事業	担当課
市の審議会等における女性比率の向上	市民活動課
女性人材データベース事業の充実	人権課
女性管理職の登用	職員課

(2) 事業所における男女共同参画及び女性活躍の推進

女性活躍推進法の趣旨や、働く女性に関する法令などに関する情報を企業や団体に提供し、男女共同参画及び女性活躍を推進します。

具体的事業	担当課
女性管理職登用や労働関係法令などに関する情報の提供	商工労働課
雇用の場における男女共同参画の推進にかかる広報活動の実施	人権課

(3) 農工商業などの自営業や起業における女性活躍の推進

農業にかかわる女性の労働に対する適正評価と経済的地位の改善を図るため、経営上の役割分担や報酬などについて明確にする家族経営協定※の締結を促進します。また、自営業や起業における女性活躍を推進するため、起業に関する情報を提供します。

具体的事業	担当課
家族経営協定締結の促進	農業委員会事務局
起業した女性などの女性活躍に関する広報啓発	人権課

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

現状と課題

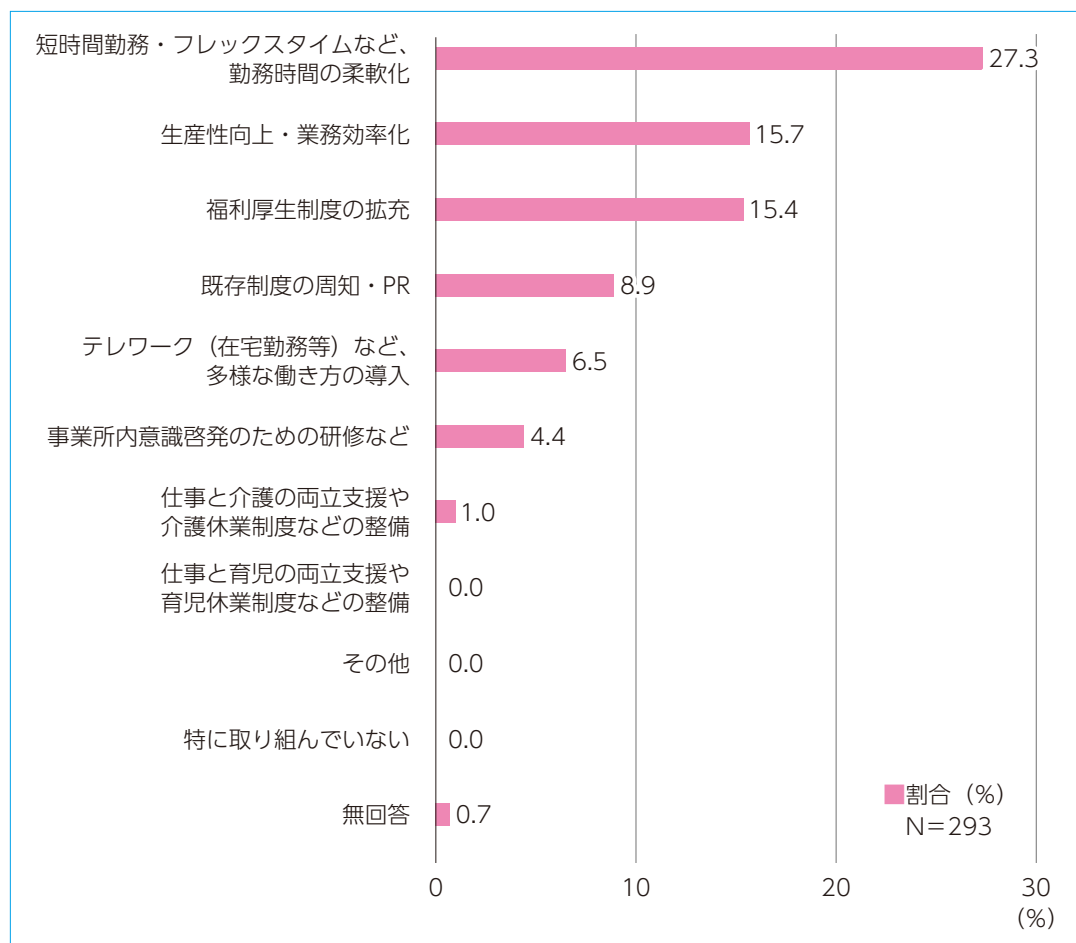
事業所意識調査では、7割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスのために何らかの取組を行っていると回答し、特に取り組んでいないと回答した事業所はありませんでした。また、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくために必要なことを訊ねたところ、男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めることが課題として挙げられました。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働くことができる一方で、子育てや自己啓発などにかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、多様で柔軟な働き方や生き方ができる社会が求められます。

性別や年齢にかかわらず、誰もが意欲と能力を発揮して社会で活躍していくことは、地域の活力と成長力を高めることにもつながります。

男性中心の長時間労働を前提とする労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランスに関する事業所の取組を促進するため、事業所や市民への啓発を行っていくことが重要です。

■ワーク・ライフ・バランスを実現するために取組んでいる具体的な事業



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査（令和5年実施）

第3章

計画の体系と施策の展開

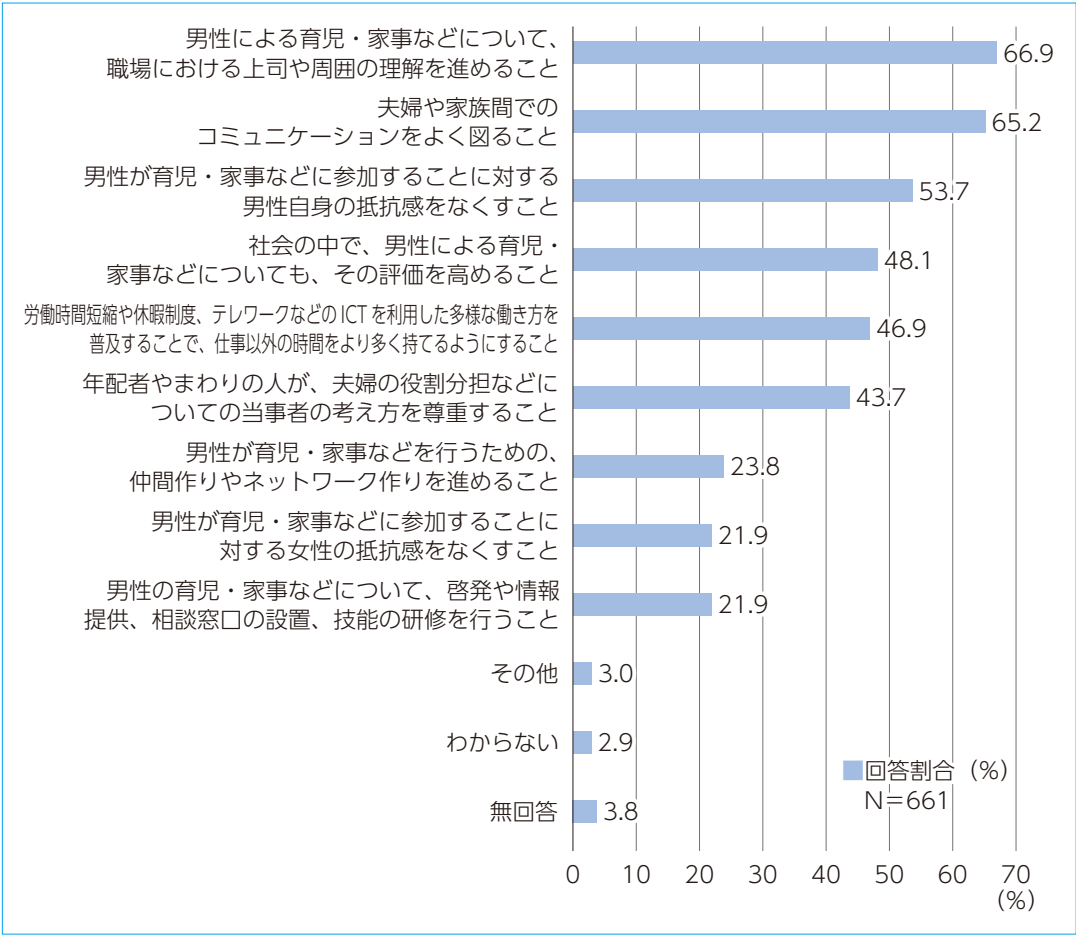
基本目標Ⅱ

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ

■男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年実施）

施策

（１） ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方の促進

長時間労働を前提とする男性中心型の労働慣行を見直し、多様で柔軟な働き方や生き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方の取組を促進するため、市民への啓発を進めます。

具体的事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方に関する周知や啓発	人権課
職員が育児・介護休暇を取得しやすい環境の確立	職員課

（２） 職場における男女共同参画の促進

働きたい人が、性別にかかわらず能力を十分に発揮できるよう支援するとともに、企業を対象とした講演会などの啓発を行い、職場における男女共同参画を促進します。

具体的事業	担当課
就労支援の実施	商工労働課
企業内人権啓発講演会の開催	人権課
職場における男女共同参画の促進に関する広報啓発	人権課

施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進

現状と課題

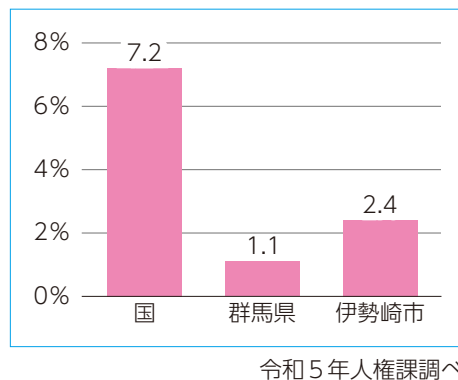
大規模災害は、全ての人の生活を脅かしますが、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点からの災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要です。

避難生活の中で、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性に避難所の炊き出しや清掃、高齢者への介護などの日常生活の負担が集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される実態があります。

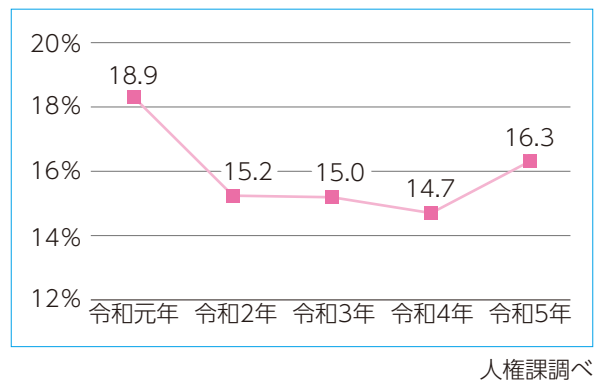
地域防災力を高めるためには、平常時から地域における女性の参画が必要であることや女性も防災・災害復興の主体的な担い手となることについて、理解促進を図ることが必要です。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）が、被害の大きさを左右すると認識されるようになりました。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

■自治会長における女性比率



■防災会議における女性の割合の推移



施策

(1) 防災施策における男女共同参画視点の強化

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を促進することで、地域の防災力の向上を図ります。

具体的事業	担当課
男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	安心安全課
防災会議における女性委員登用の推進	安心安全課

(2) 防災の現場における女性の参画拡大

男女双方に配慮した現場における多様なニーズに対応できる防災体制を整えます。

具体的事業	担当課
男女双方に配慮した物資の備蓄	安心安全課
被災者の多様性を想定した防災訓練の実施	安心安全課
女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	消防本部総務課

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ



基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向1 暴力を許さないまちづくりの推進

現状と課題

配偶者からの暴力（DV）、性犯罪等のジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

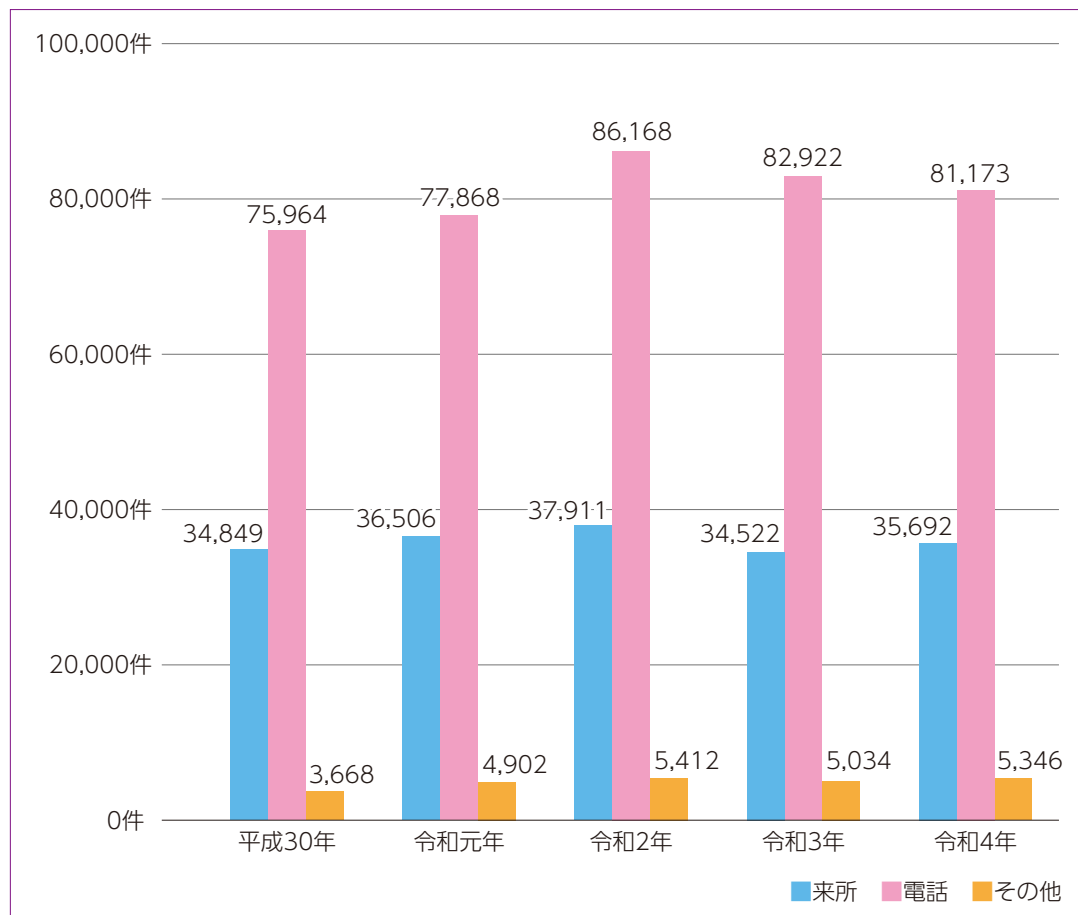
実態として、全国における配偶者からの暴力に関する相談件数は高止まりが続き、深刻な社会問題となっています。

近年は、SNSを悪用した事件が増加傾向にあるほか、若い世代においては交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。

また、令和5年に刑法が改正され、不同意性交等罪※への名称変更など性暴力に対する意識が高まっています。性暴力やセクシュアルハラスメントは、男女が互いの尊厳を重んじて対等な関係づくりを進める上で大きな阻害要因となるものであり、防止に向けた取組を進める必要があります。

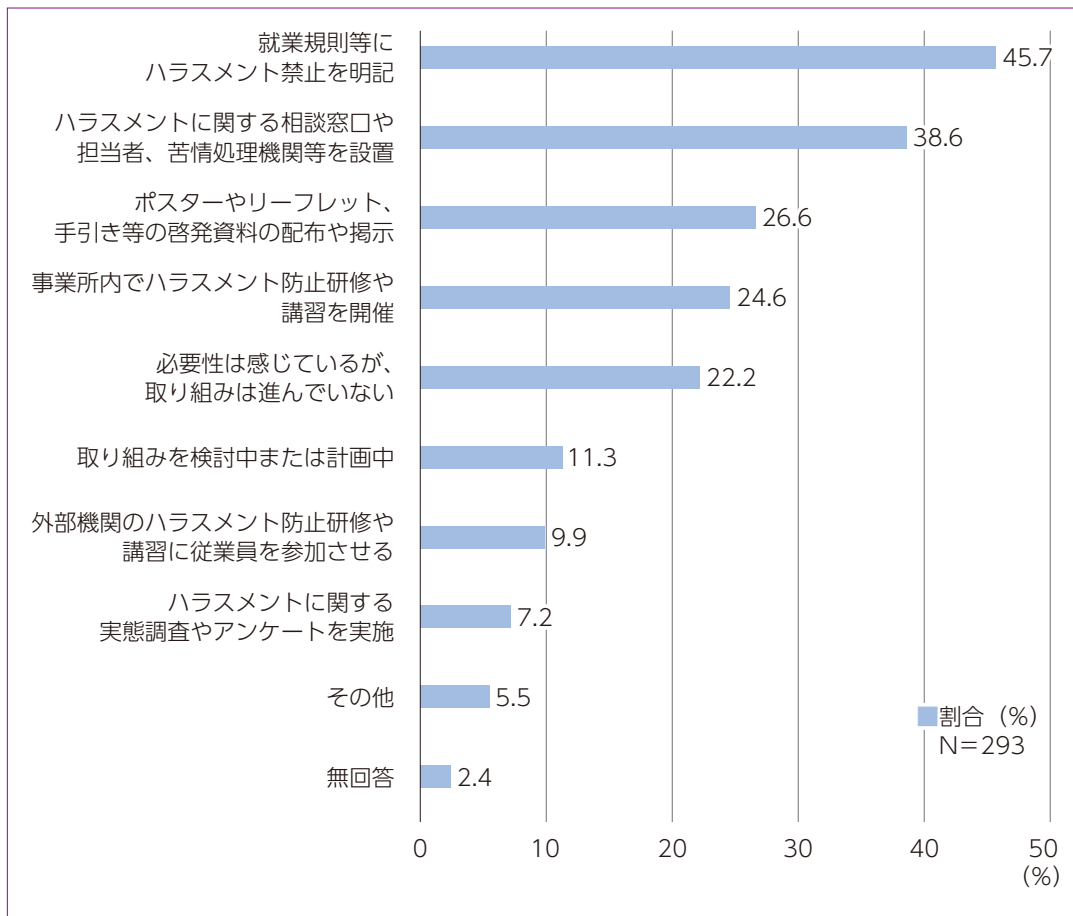
暴力を許さないまちづくりを推進するため、暴力はあってはならないとの認識を醸成する予防教育や啓発が必要です。

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（全国）



内閣府男女共同参画局調べ

■事業所におけるハラスメント防止の取組について



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査（令和5年実施）

施策

（1） 配偶者からの暴力防止のための広報・啓発

女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、各種啓発を実施します。また、将来DVの被害者にも加害者にもならないために、若年層を中心とした予防教育や啓発を推進します。

具体的事業	担当課
配偶者からの暴力防止のための啓発	人権課
デートDV防止のための予防教育や啓発	学校教育課・人権課

（2） 性暴力・セクシュアルハラスメントなどを防止するための広報・啓発

性暴力、セクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントを防止するため、市民及び企業に向けた啓発や、市職員に対する研修を実施します。

具体的事業	担当課
性暴力・セクシュアルハラスメント防止のための広報・啓発	人権課
市職員に対してのハラスメント防止研修の実施	職員課

施策の方向2 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

現状と課題

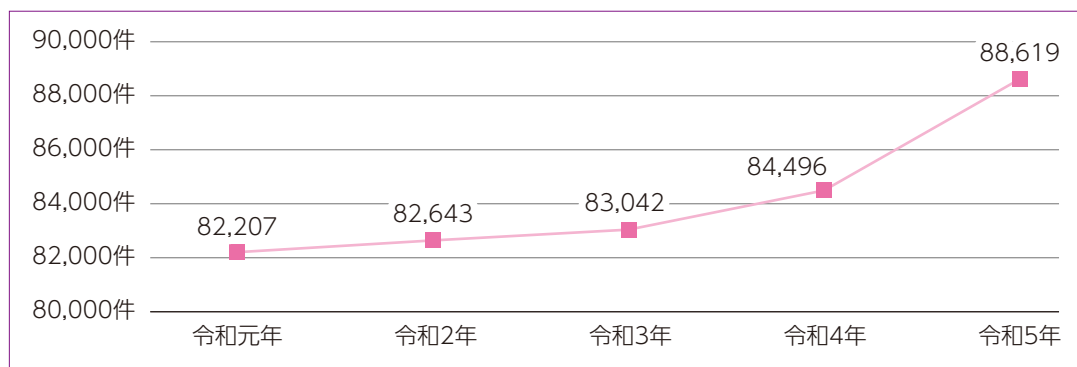
配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いために、潜在化、深刻化しやすい傾向があります。警察庁が公表する配偶者からの暴力相談件数は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。

市民意識調査では、過去5年間に配偶者から暴力を受けた経験のある人のうち42.9%の人が、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。被害者が問題を抱え込まずに、安心して相談できる環境をつくるとともに、被害者に寄り添った支援体制の充実が求められています。

本市においても、毎年度一定の相談数が継続していたことから、身近な相談窓口として、令和6年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

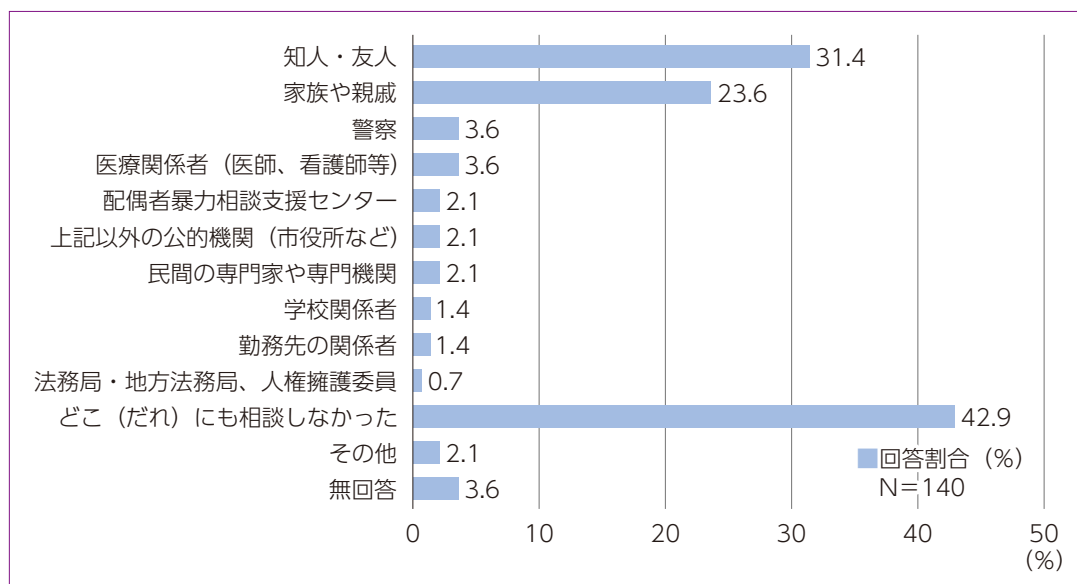
被害者の安全確保と自立支援に向けて、市配偶者暴力相談支援センターが中心となり、早期の相談対応につなげるとともに、警察や女性相談支援センター、民間支援団体などの関係機関と緊密に連携しながら、適切な支援を図る必要があります。

■配偶者からの暴力事案等の相談等状況（全国）



令和6年3月警察庁公表統計

■配偶者などからの暴力について各機関等に相談をしたことがあるか



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年実施）

第3章

施策

(1) 配偶者からの暴力の相談の実施と相談機関の周知

配偶者からの暴力に関する相談を実施し、被害者が相談しやすい環境を整備します。また、配偶者からの暴力の被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

具体的事業	担当課
配偶者からの暴力の相談の実施	人権課
配偶者からの暴力の相談機関の周知	人権課

(2) 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

警察や県や他市町村の配偶者暴力相談支援センター、庁内各課などの関係機関との連絡調整を緊密に行い、被害者に寄り添った支援を図ります。

具体的事業	担当課
配偶者暴力相談支援センター事業の実施	人権課
関係機関との連携による被害者支援	人権課

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅲ



施策の方向3 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

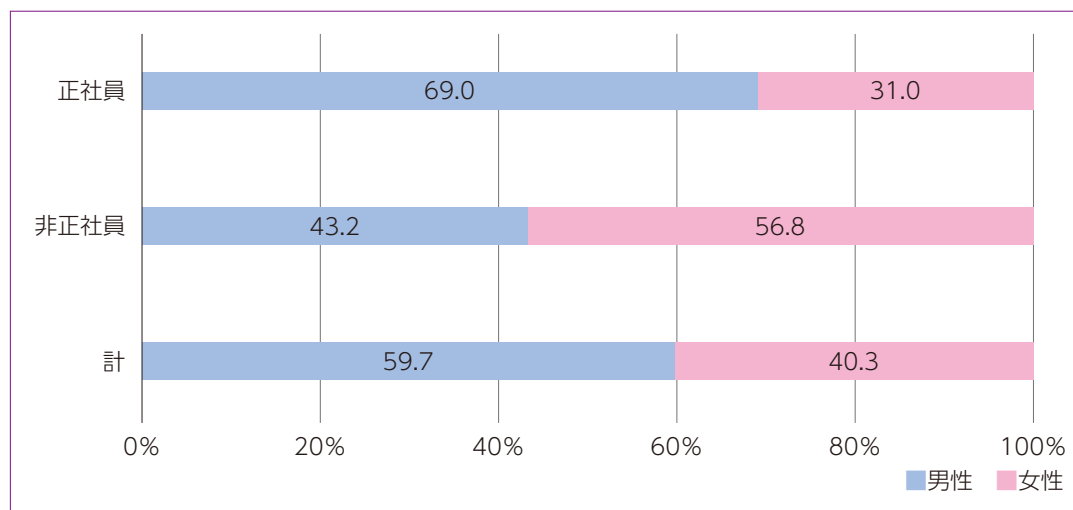
家族形態や就労形態の多様化が進む中、ひとり親家庭や障害者、高齢者、外国人などは、厳しい雇用環境や生活環境に置かれやすい状況があります。

困難な問題を抱える人の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況に応じた最適な支援を受けられることにより、福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助の環境整備が必要です。

また、困難な問題を抱える女性に対しては、民間団体が柔軟な支援活動を実施してきた経過があることから、行政機関と民間団体が補完し合いながら対等な立場で協働していくことが重要です。

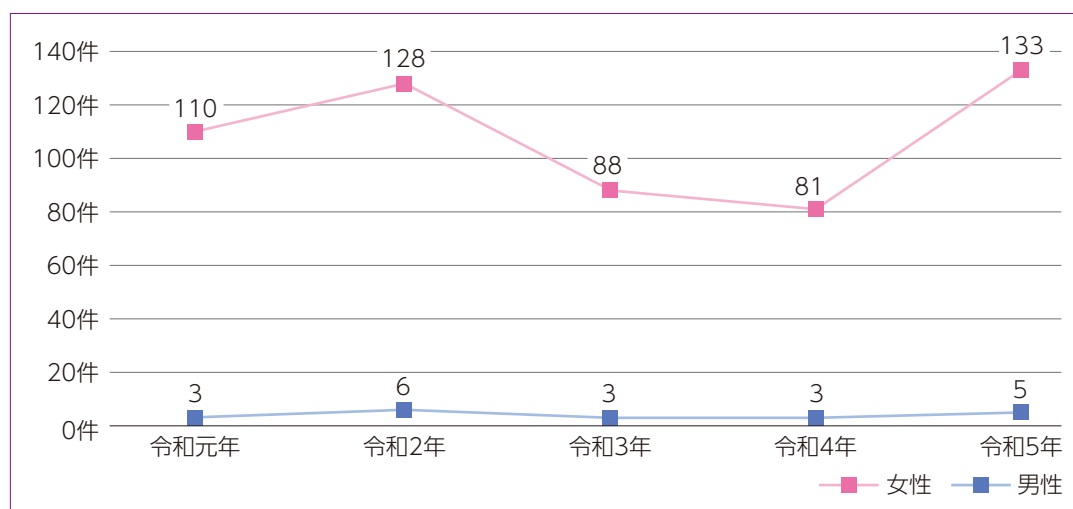
女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、当事者が抱える課題に対して、孤立せず、早期に必要な相談をすることができ、支援を受けられる体制整備が求められます。

■市内事業所における正社員・非正社員別の男女比



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査（令和5年実施）

■配偶者からの暴力などの相談件数



人権課調べ

施策

(1) 各種相談体制の充実

困難な状況に置かれた人が早期に相談ができるよう、各種相談を実施します。

具体的事業	担当課
人権法律行政相談の実施	人権課
困難な問題を抱えた女性相談の実施	人権課
自立相談支援の実施	社会福祉課
児童相談の実施	こども家庭センター
ひとり親相談の実施	子育て支援課
障害者相談の実施	障害福祉課
高齢者相談の実施	地域包括支援センター
外国人相談の実施	多文化共生課

第3章

計画の体系と施策の展開

(2) 困難な問題を抱える女性などへの自立支援

困難な問題を抱えた女性などの生活の安定と向上を図り、社会の様々な活動への参画が可能となるよう支援を行います。

具体的事業	担当課
児童扶養手当などのひとり親家庭等福祉手当の支給	子育て支援課
母子家庭等対策総合支援事業	子育て支援課
困難な状況にある家庭への支援	社会福祉課
市営住宅の優先入居	住宅課
民間支援団体との連携による自立支援	人権課

基本目標Ⅲ

3 成果指標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

指 標 項 目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和11年度)
①「男女共同参画社会」という言葉の認知度	56.4%	62% (令和10年度)
②「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛同しない市民の割合	72.0%	81%

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

指 標 項 目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和11年度)
③市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	30%
④市内事業所における係長相当職以上に占める女性の割合	21.9%	27% (令和10年度)
⑤市内事業所における育児休業を取得した男性従業員の割合	32.0%	34.5% (令和10年度)

※市職員の係長以上に占める女性の割合 33.8% (令和5年度)

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

指 標 項 目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和11年度)
⑥講演会やイベントなどにおいて内容の理解ができた人の割合	93.0%	96%
⑦過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の割合	7.1%	5% (令和10年度)
⑧配偶者暴力相談支援センターの認知度	14.4%	30% (令和10年度)

指標のうち①、④、⑤、⑦、⑧については、男女共同参画に関する意識調査の結果を用いており、目標値は、令和10年度に実施予定の同調査の結果によります。



第4章 推進体制の充実

1 市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される伊勢崎市男女共同参画推進協議会を継続して設置し、男女共同参画社会の実現や男女共同参画計画に関することについて協議を行います。

2 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

副市長を本部長とし、部長や課長などで構成される伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部により、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

3 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図るためには、進捗状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。

毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部及び伊勢崎市男女共同参画推進協議会で協議し、進捗管理を行います。

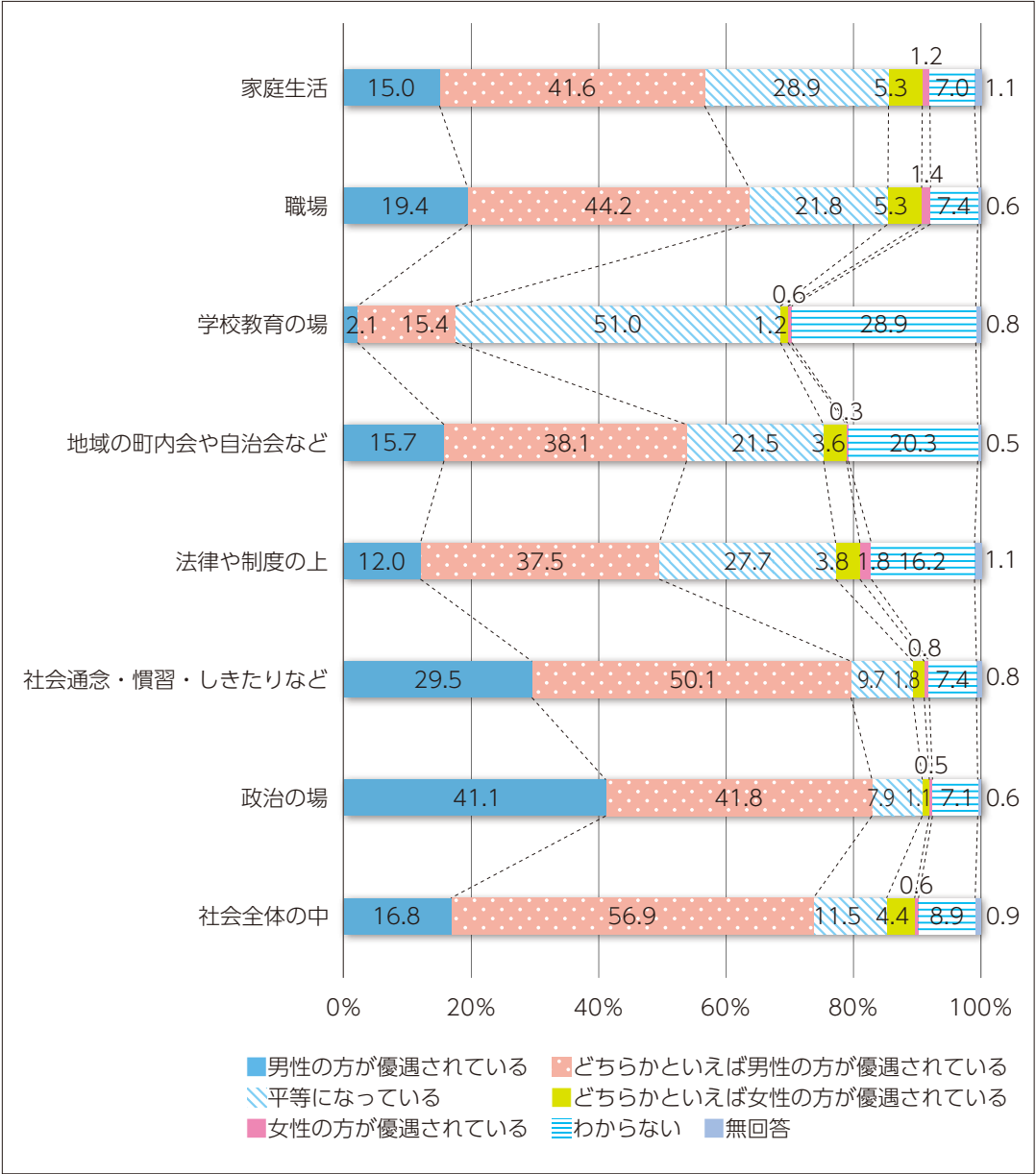
第5章 資料編

1 男女共同参画に関する市民意識調査結果

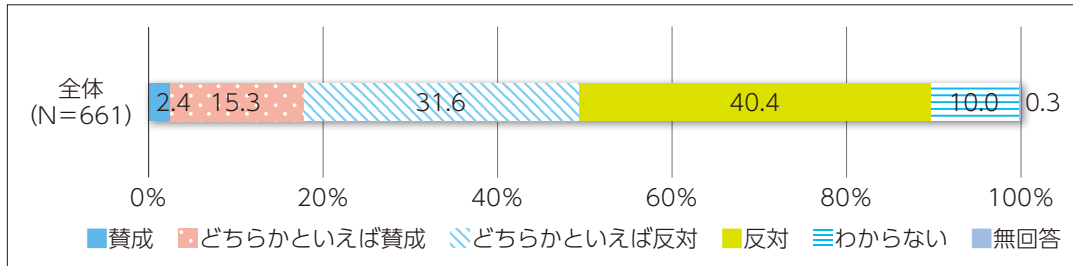
【調査概要】

- (1) 調査地域 伊勢崎市全域
- (2) 調査対象者 伊勢崎市に在住する満18歳以上の人
- (3) 標本数 2,000人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 実施方法 郵送による配布及び郵送回収及びWEBから回答
- (6) 調査期間 令和5年8月3日（木）～令和5年9月22日（金）
- (7) 有効回収数 661人（有効回収率33.1%）

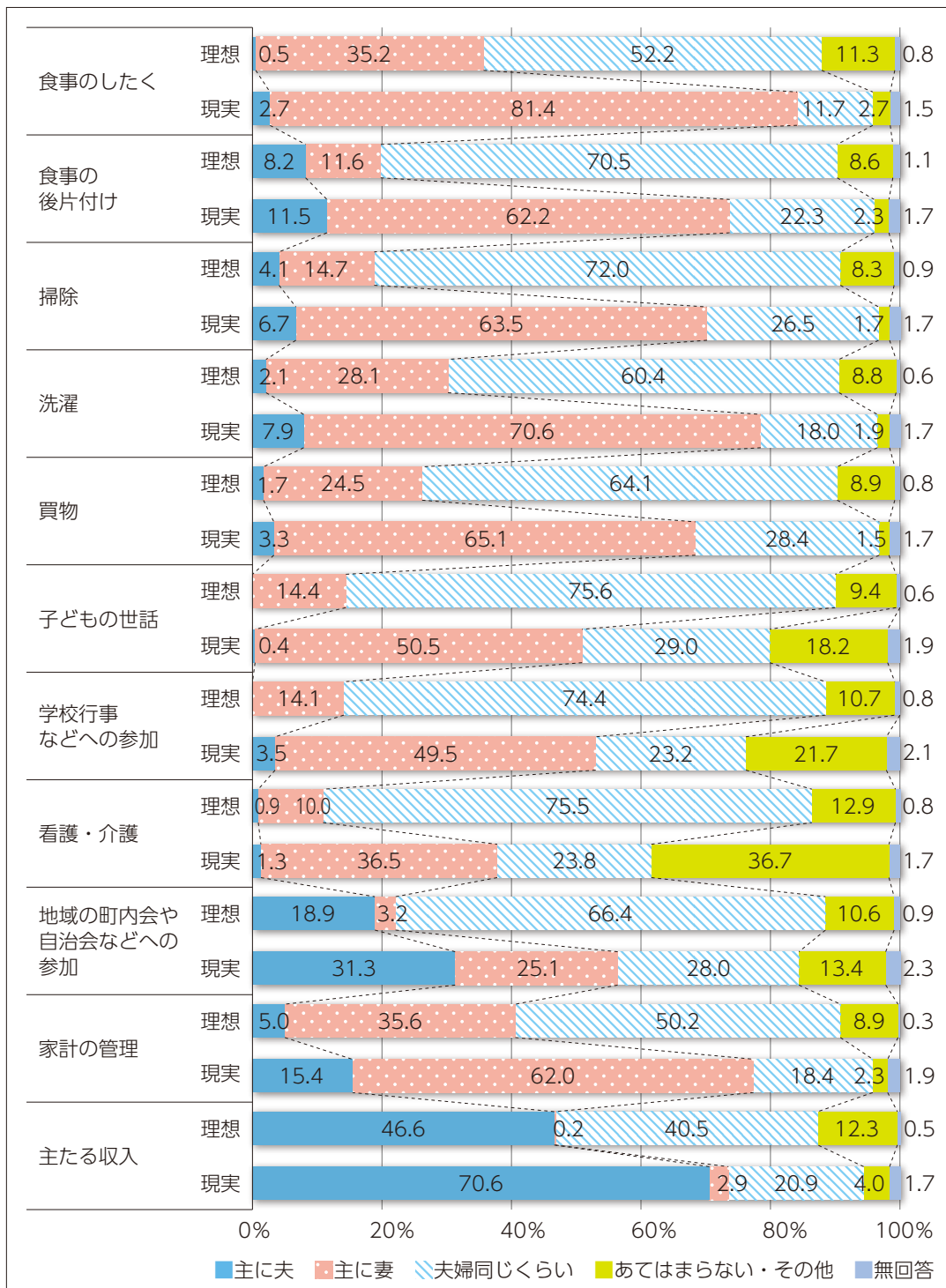
【男女の地位の平等感】



【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである】という考え方について】



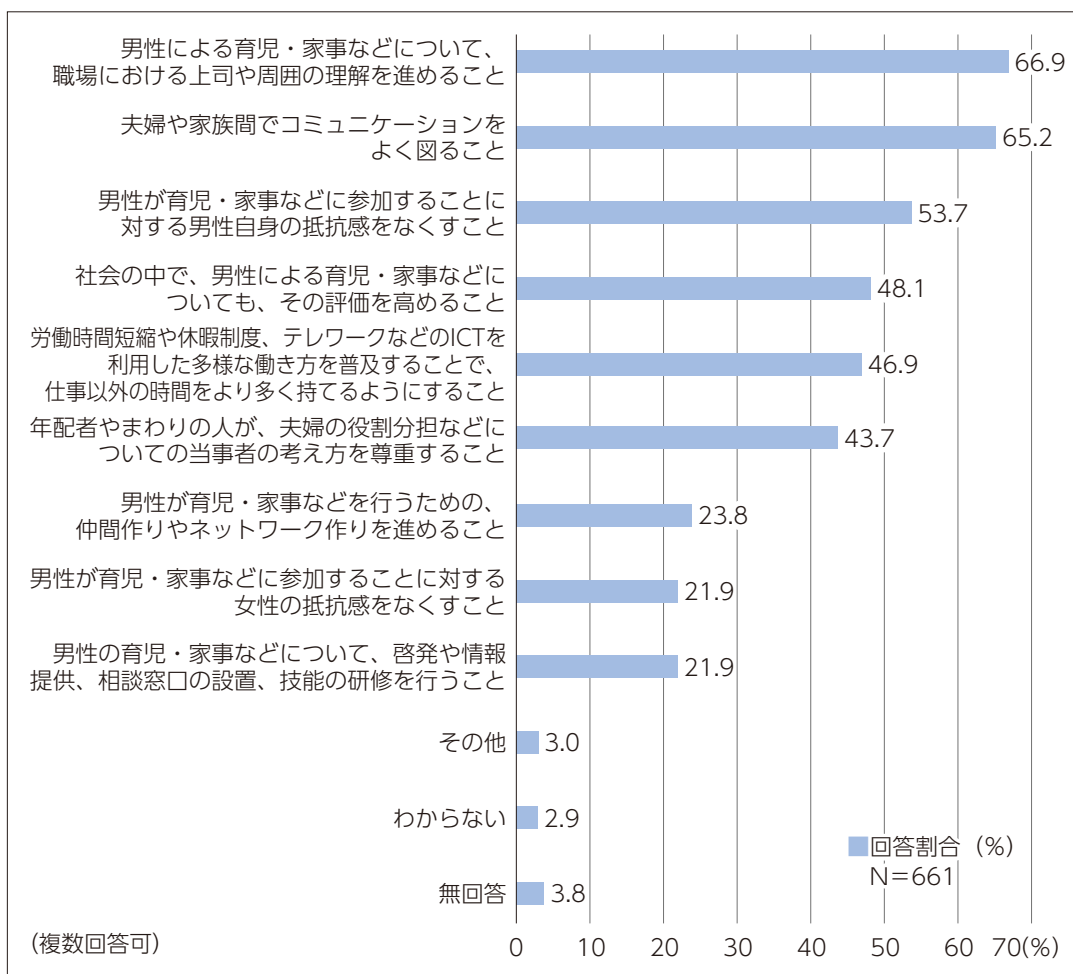
【家庭内の各役割についてどのように担うべきか（理想）と主に誰が担っているか（現実）】



第5章

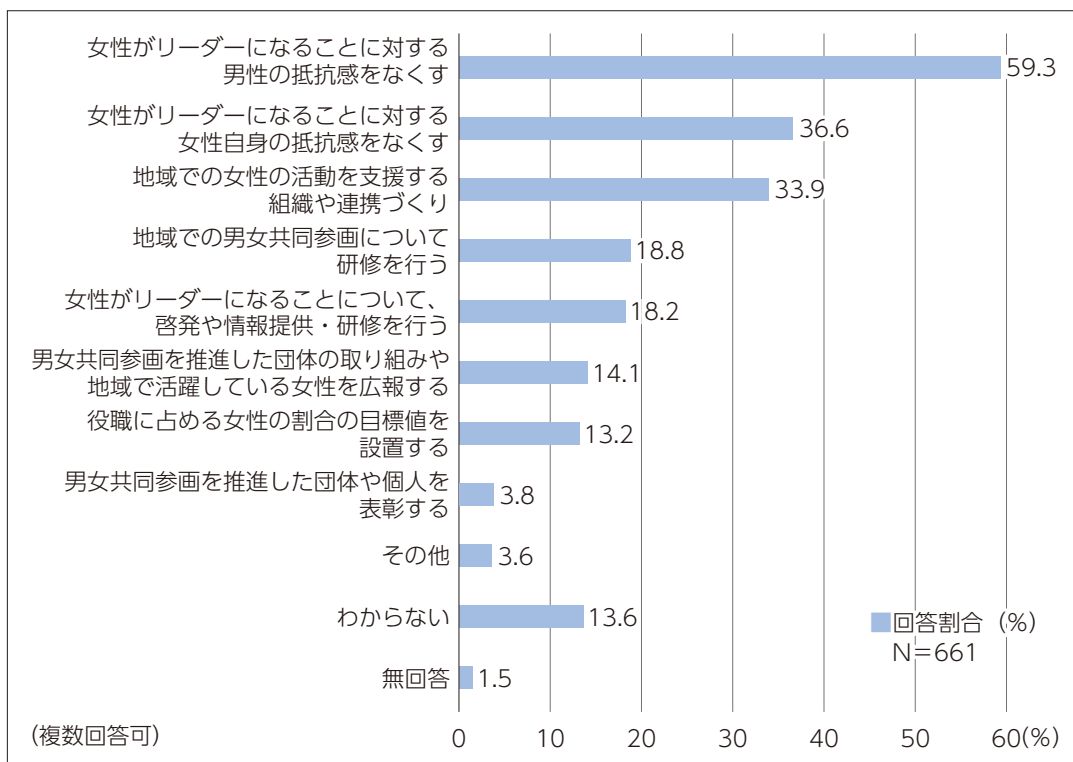
資料編

【男性が家事、子育て、介護に積極的に参加していくために必要だと思うこと】

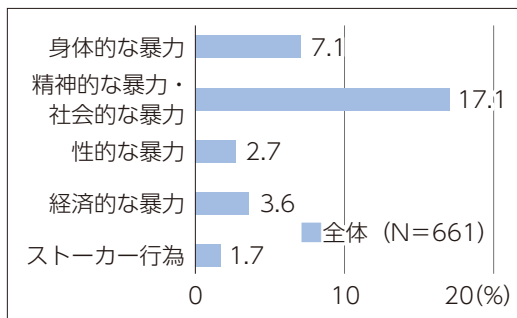


第5章

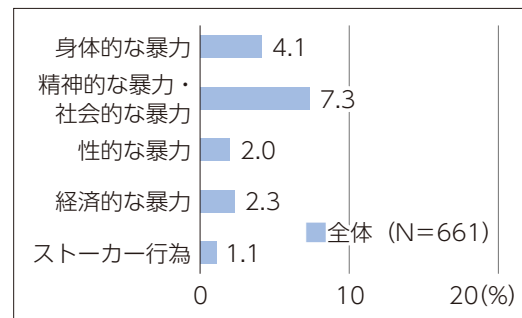
【地域の方針決定の場への女性の参画について】



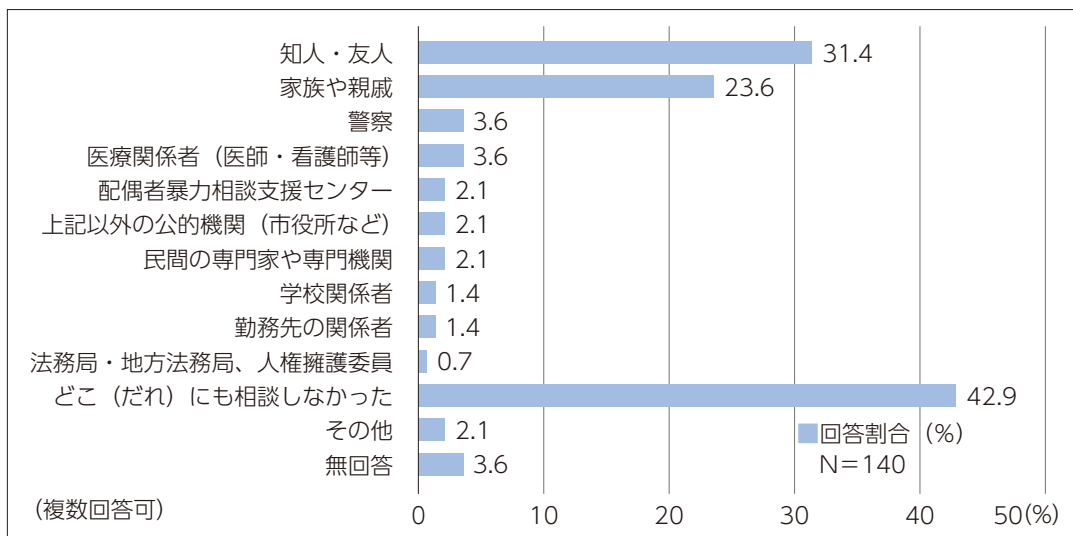
【過去5年間に経験したDV（されたこと）】



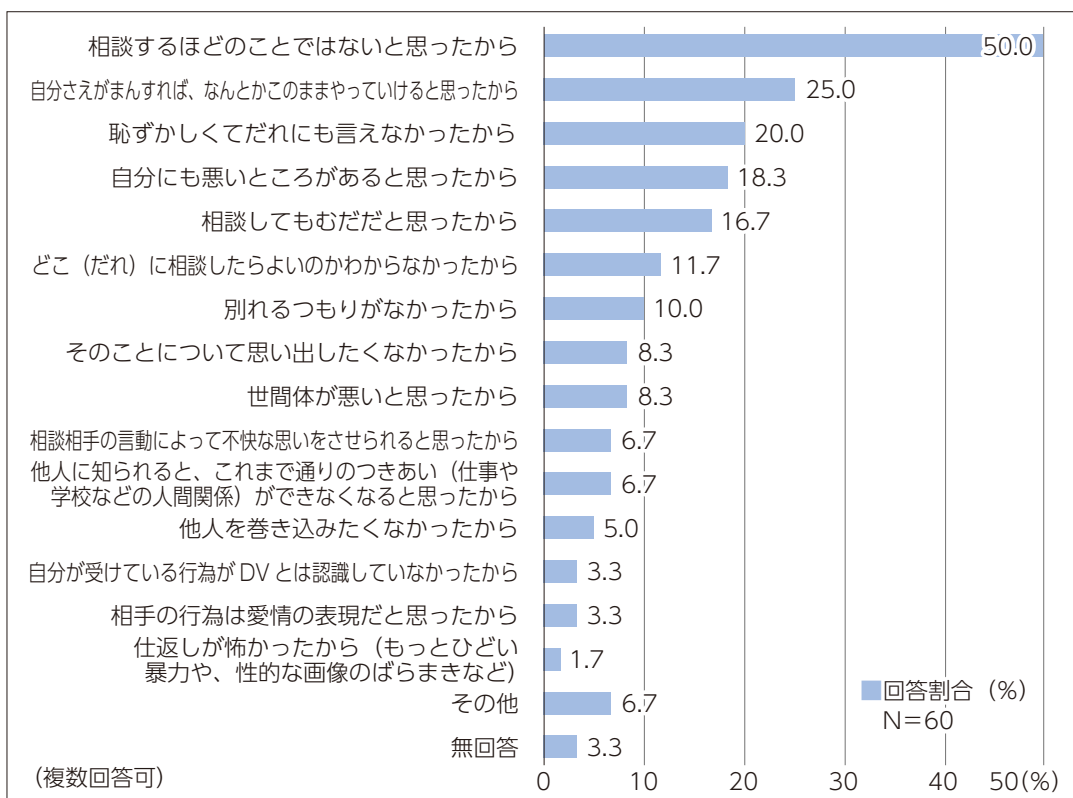
【過去5年間に経験したDV（したこと）】



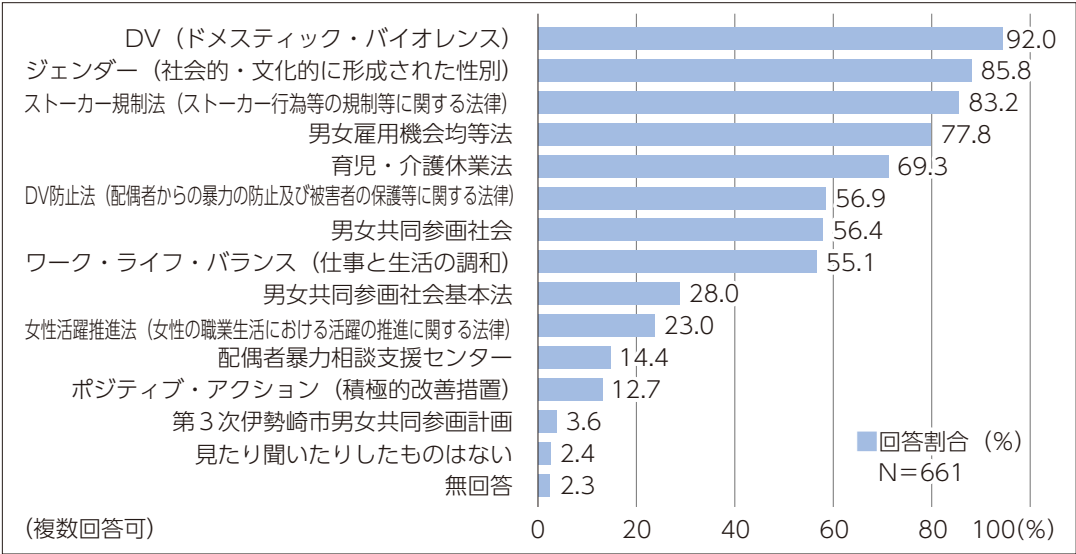
【DVについて相談した機関】（前問で1度でもDVの経験があると答えた方への質問）



【DVについて相談しなかった理由】（前問で「どこにも相談しなかった」と答えた方への質問）



【男女共同参画に係る言葉や制度で知っているもの】

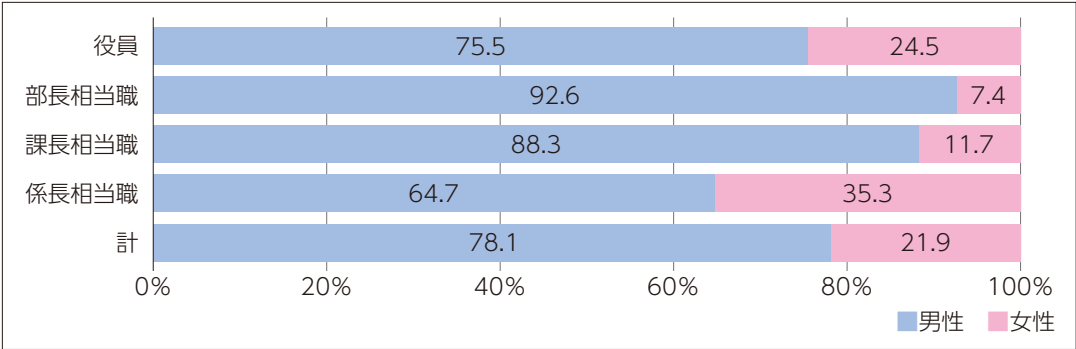


2 男女共同参画に関する事業所意識調査結果

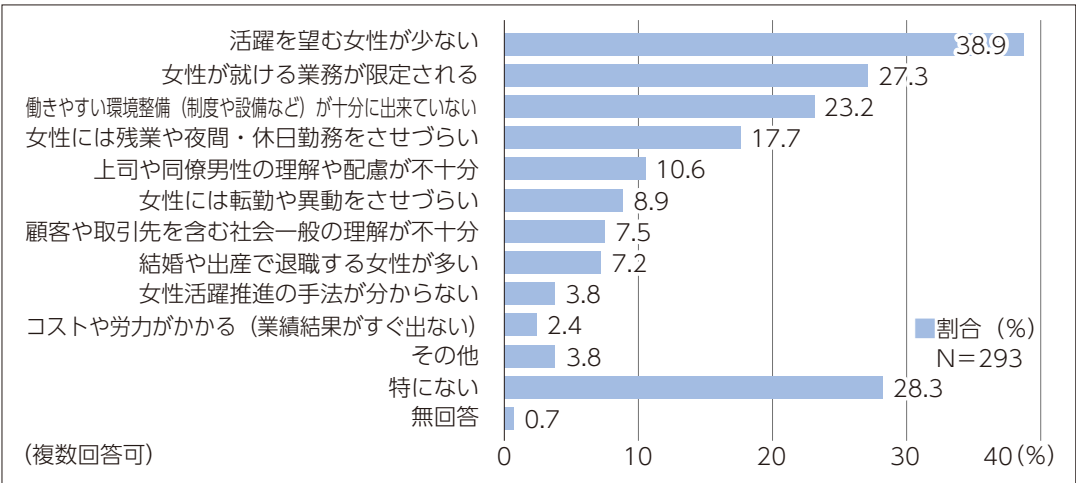
【調査概要】

- (1) 調査地域 伊勢崎市全域
- (2) 調査対象 伊勢崎商工会議所会員及び群馬伊勢崎商工会会員である事業所
- (3) 標本数 800事業所
- (4) 抽出方法 無作為抽出
- (5) 実施方法 郵送による配布及び郵送回収及びWEBからの回答
- (6) 調査期間 令和5年8月3日(木)～令和5年9月22日(金)
- (7) 有効回収数 293件(有効回収率36.6%)

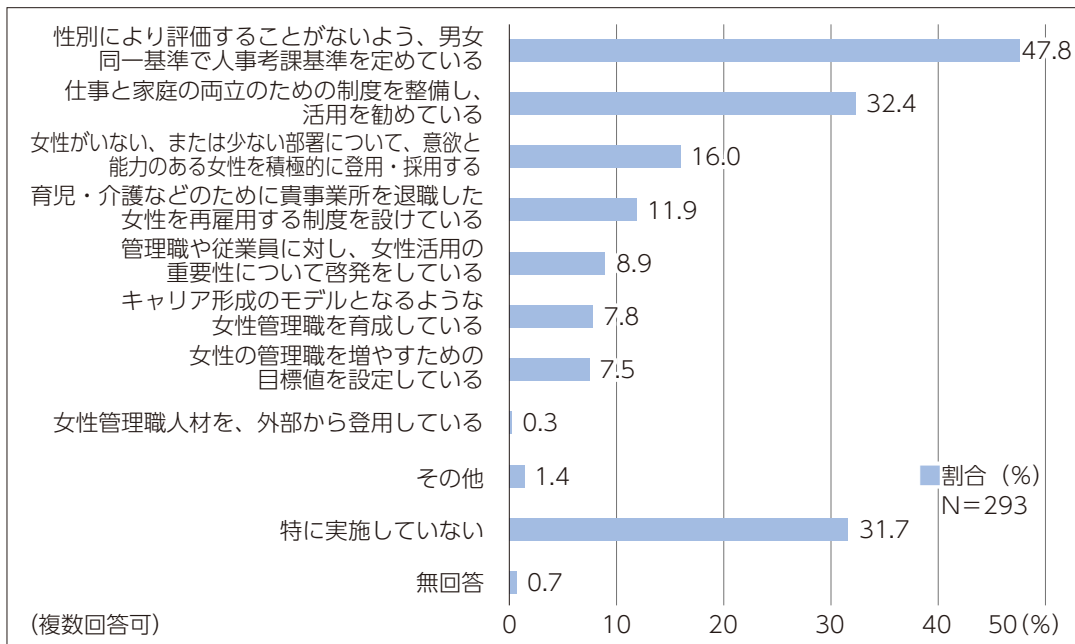
【役職員の女性割合】



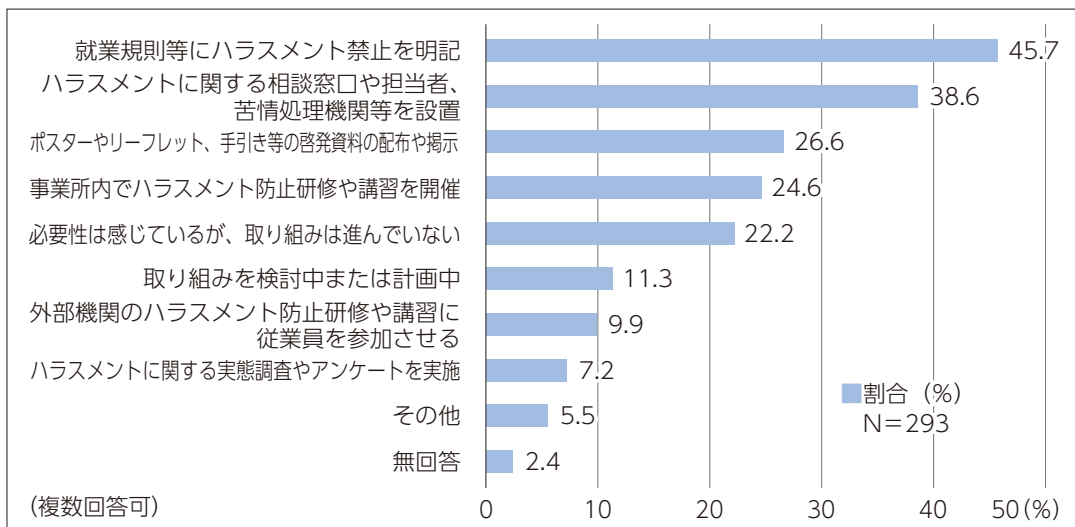
【女性の活躍推進にあたっての課題】



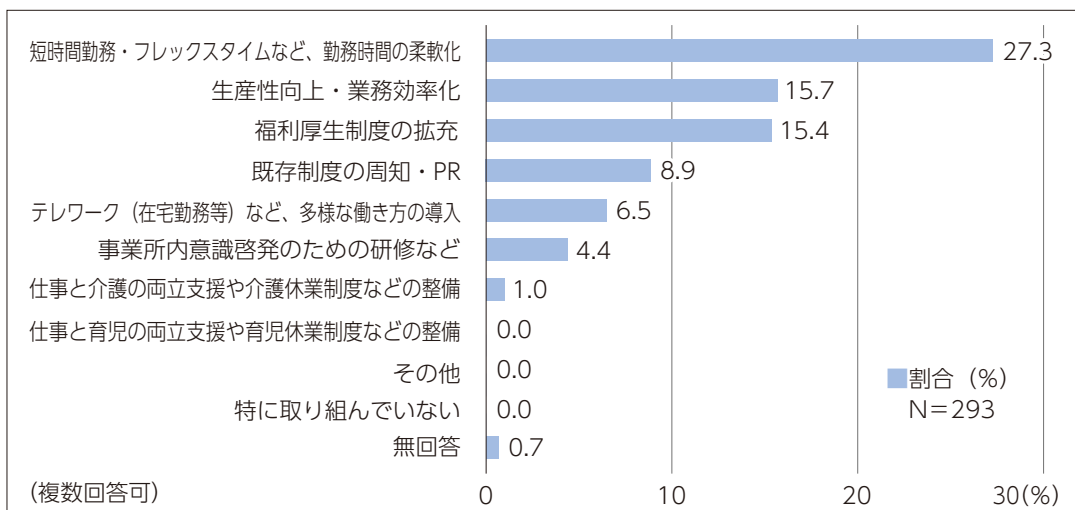
【女性の活躍推進のためにしている取組】



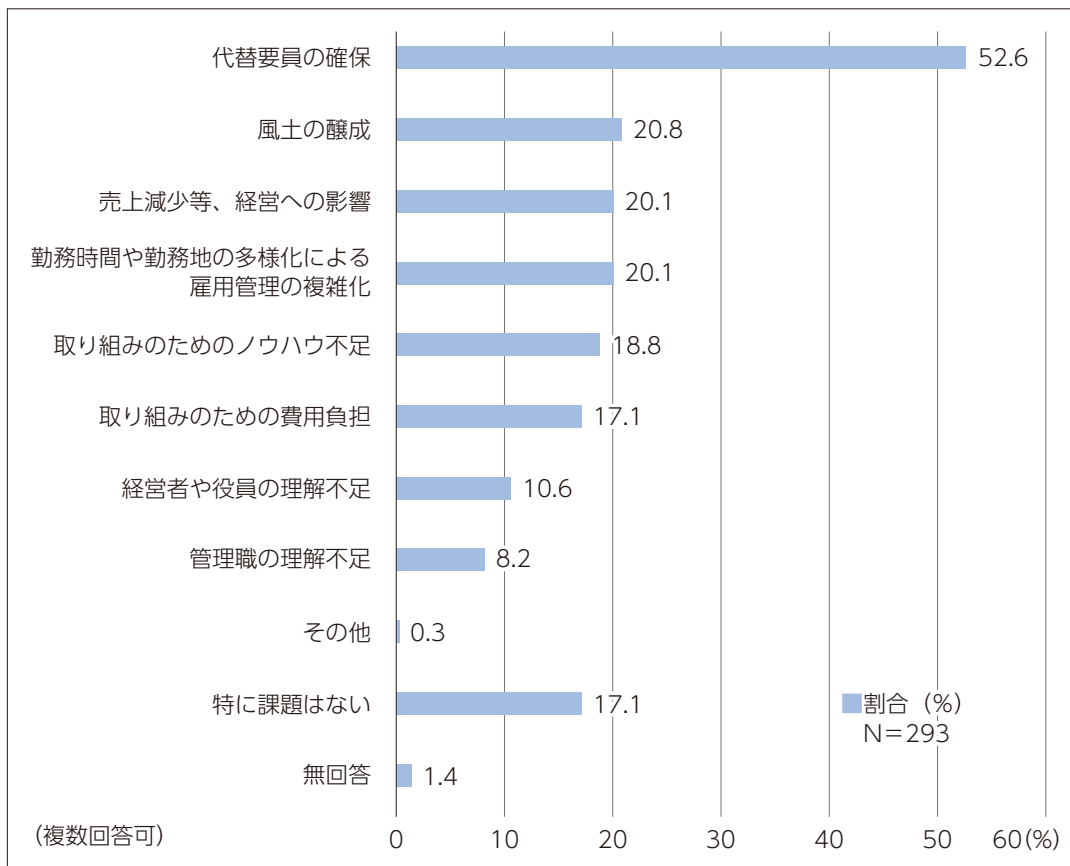
【職場のハラスメントを防止するために行っていることはあるか】



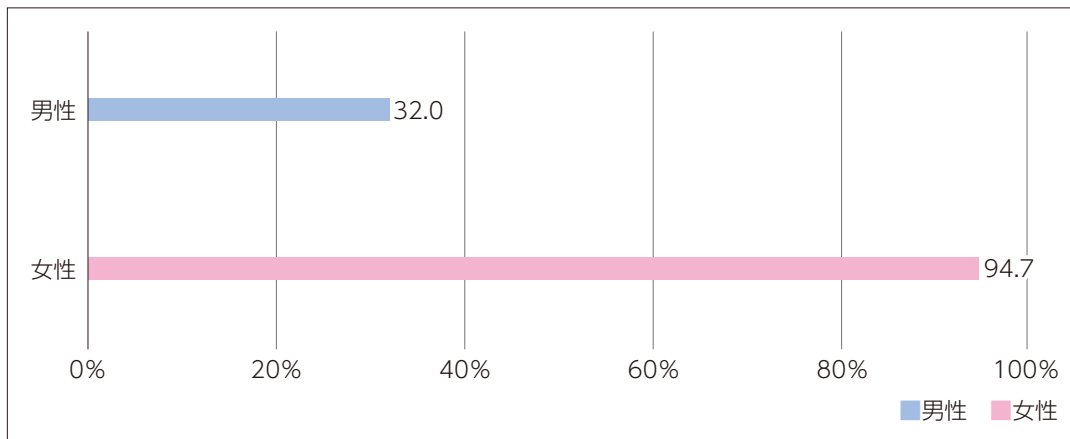
【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組】



【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するうえでの課題】



【育児休業を取得または開始の申し出をした従業員数】



第5章

3 伊勢崎市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成19年6月20日要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、伊勢崎市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊勢崎市男女共同参画計画の原案及び改定案の研究、検討及び策定を行い、その結果を市長に提言すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る施策の協議に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 学識経験を有する者 6人以内
- (3) 関係団体を代表する者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長になる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日（平成19年6月20日決裁）から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月31日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

第5章

資料編

4 伊勢崎市男女共同参画推進協議会委員名簿

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日
令和7年3月1日現在
(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	日 詰 慎一郎	群馬県立女子大学 国際コミュニケーション学部教授
副会長	渋 澤 範 子	いせさき女と男ハーモニー・ネット
	江 原 あや子	公募市民
	阿久津 鈴 枝	公募市民
	尾 島 明 美	公募市民
	川 田 昭 夫	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	西 田 修	伊勢崎市小・中学校長会
	新 井 幸 一	伊勢崎人権擁護委員協議会
	吉 澤 卓	群馬行政相談委員協議会 伊勢崎佐波支部
	鈴 木 英希生	伊勢崎市P T A連合会
	齋 藤 菊 江	伊勢崎市農業委員会
	伊 藤 芳 子	伊勢崎商工会議所女性会
	宮 下 和 夫	日本労働組合総連合会群馬県連合会 伊勢崎地域協議会
	女 屋 彰	伊勢崎警察署 警務課

5 用語説明

語 句	内 容
アンコンシャス・バイアス (P5)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念・固定観念となっていく。
家族経営協定 (P12)	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、労働報酬、休日などについて文書で取り決めるもの。 家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になる。
不同意性交等罪 (P16)	(1) 暴行 又は 脅迫 (2) 心身の障害 (3) アルコール 又は 薬物の影響 (4) 睡眠その他の意識不明瞭 (5) 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 (6) 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 (7) 虐待に起因する心理的反応 (8) 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮 上記(1)～(8)のいずれかを原因として、同意しない意思を形成、表明又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態があることに乗じること 又は、わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること 上記の理由により性交等をした場合、不同意性交等罪が成立します。

第5章

第4次伊勢崎市男女共同参画計画

令和7年（2025年）3月

発 行：伊勢崎市

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

TEL 0270-24-5111

URL <https://www.city.isesaki.lg.jp>

編 集：市民部人権課

第4次

伊勢崎市
男女共同
参画計画